

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

入 力	確 認
※	※

平成____年____月____日

____税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の7の2第16項第2号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届 出 者

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 印

認定承継会社の商号 _____

1 特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）
の贈与をした年月日

平成____年____月____日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____

3 贈与の直前において経営承継相続人等(届出者)が有する非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

4 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 贈与の直前における猶予中相続税額 _____円

6 免除を受ける相続税額
(裏面の「2記載方法等の(2)」により計算した免除税額) _____円

7 経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日

平成____年____月____日

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出(非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。)してください。

【添付書類】 ※ 非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。

非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定承継会社が証明したものに限りません。）
- 4 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
- 6 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 7 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4の書類も併せて提出してください。

※ 印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(裏)
記載方法等

1 届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の7の2第2項第6号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、原則として贈与をした日から6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社（租税特別措置法第70条の7の2第1項に定める会社）の商号を記載してください。

(2) 「6 免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の7の2第16項第2号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の7第1項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の7の2第16項第2号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注) 計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3) 「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。

(提出書類)

① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)

イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書

ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書

ハ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限りません。)

ニ 合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し